

障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定により、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、次のとおり公表します。

機関名	阿見町・阿見町教育委員会								
対象年度	令和 5 年度								
目標									
① 採用に関する目標	<p>(目標) 実雇用率（各年 6 月 1 日時点）について、特例認定による阿見町教育委員会との合算値を当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上とする。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定雇用率</th> <th>令和 5 年 6 月 1 日時点</th> <th>令和 6 年 6 月 1 日時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.8※</td> <td>2.86</td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 6 年 6 月 1 日時点の法定雇用率。令和 5 年 6 月 1 日時点の法定雇用率は 2.6</p>			法定雇用率	令和 5 年 6 月 1 日時点	令和 6 年 6 月 1 日時点	2.8※	2.86	3.1
法定雇用率	令和 5 年 6 月 1 日時点	令和 6 年 6 月 1 日時点							
2.8※	2.86	3.1							
② 定着に関する目標	<p>(目標) 不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、障害者雇用率制度における対象障害者について前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p> <p>(実績) 不本意な離職者は生じなかった。</p>								
取組内容									
1. 障害者の活躍を推進する体制整備									
(1) 組織面	○障害者職業生活相談員として教育委員会より 2 名を選任した。 ※継続								
(2) 人材面	○令和 2 年度より茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習に阿見町・阿見町教育委員会とし累計 3 名派遣した。 ○茨城労働局が開催する精神・発達障害者仕事サポーター養成講座を職員向けに周知し、人事課職員含む計 7 名が参加した。								
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出									
	○所属長においては定期的な面談（人事評価面談）等を通じて、また人事課長においては自己申告書等を通じて職員の負担感を把握し、必要に応じて職務の選定・創出に努めた。 ※継続								
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理									
(1) 職務環境	○車椅子の職員が利用できる駐車スペースを整備し、該当職員が利用可能な状態としている。 ※令和 2 年度整備 ○所属長において定期的な面談（人事評価面談）を実施し、必要な配慮等を把握した。 ※継続 ○人事課長において職員から自己申告書の提出を求め、職員の健康状態や希望等を把握し、それらを踏まえた人員配置に努めた。 ※継続								

		<p>続</p> <p>○人事課において定期的な面談を実施し、所属長への情報提供・助言等を行った。</p>
	(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととした。 ※継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	<p>○年次有給休暇や特別休暇について取得促進した。 ※継続</p>
	(4) キャリア形成	<p>○研修の実施に当たっては、職員の意向を確認しながら、受講しやすい環境づくりに努めた。 ※継続</p>